

産政第994号
令和7年3月4日

(一社) 石川県繊維協会 会長
遠藤 幸四郎 様

石川県商工労働部長
(公 印 省 略)

2025年3月の「価格交渉促進月間」の実施について（周知依頼）

日頃より、本県の商工労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府では、エネルギー価格や原材料価格、労務費の上昇などが取引価格に適切に反映されることを促すため、毎年3月、9月を「価格交渉促進月間」と定め、価格交渉や価格転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着を図ることとしています。

県では先月、春闘に向けて、行政、経済団体、労働団体の代表による政労使会議を初めて開催し、適切な価格転嫁により、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現に向けた共同宣言を採択しました。また、昨年度から、県の補助事業において、宣言企業に対する加点措置を講じるなど、価格交渉や価格転嫁が適切に行われるよう、県内企業に対して、働きかけを行っています。

貴団体におかれては、現下の状況を踏まえ、貴団体所属の事業者に対しまして、下請取引の適正化について、改めて周知をいただきますようご配慮をお願いします。

(事務担当)
石川県商工労働部
産業政策課 電話：076-225-1507
経営支援課 電話：076-225-1525